バナナ通信

多第57号

~沖縄県内のNPO法人向けの情報誌~

今号の内容: NPO法改正に伴う「貸借対照表の公告」定款変更について

※全法人が対象です。総会で議決後、定款変更を行ってください。

Sing of the same o

注目!

「貸借対照表」の公告は、法人が自ら行う必要があります。

- ◇法人事務所の掲示場に掲示する、とした場合・・法人事務所の掲示場に掲示ください
- ◇内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載する、とした場合・・

各法人にて内閣府NPO法人ポータルサイトより手続きのうえ、各法人で貸借対照表を掲載ください ※ポータルサイト「閲覧書類等」に掲載されている貸借対照表は、法人による公告ではありません

◇法人のホームページに掲載する、とした場合・・指定した法人のホームページに掲載ください

助成金情報

◇詳細は各団体へ直接お問い合わせするか、各団体のホームページをご覧ください◇

一般財団法人自然環境研究センター 「公益信託富士フイルム・グリーンファンド」

[対象事業]

身近な自然を守るために地域に根づいた活動をしてきた方、あるいは環境保全の研究を実際に進めてきた方で、あるいは環境保全の研究をじっさいに進めてきた方で、この助成によって大きな進展が望める活動や研究。

[応募資格]

- 1.活動助成を申請するものは、身近な自然の保全や自然とのふれあいを積極的に行っていること
- 2.研究助成を申請するものは、身近な自然環境の保全・活用の促進に関する具体的な研究や、ふれあいの場としての緑地の 質的向上を目指した実証研究等を行っていること

[応募締切]2019年5月7日(火)

[問合わせ・申込み先]

一般財団法人自然環境研究センター内 公益信託富士フイルム・グリーンファンド事務局

TEL:03-6659-6310(代表) FAX:03-6659-6320 **詳細は右記参照** http://www.jwrc.or.jp/

沖縄県内NPO法人517法人(3月1日現在)

沖縄県内認定NPO法人5法人(3月1日現在)

法人設立認証縦覧中の団体 0団体(3月1日現在)

解散法人 累計135団体(3月1日現在)認証取消 累計 93団体(3月1日現在)

発行日:平成31年3月28日 発 行:沖縄県NPOプラザ

(沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(3階) TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789 E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ

http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html



「貸借対照表の公告」についての定款変更はお済みですか?





対 象:全ての法人



平成28年法改正により、毎事業年度終了後、「貸借対照表」を公告することが 義務化され、平成30年10月1日よりスタートしました。定款に明記する定款変更が必要 ですので、下記の作成方法をご覧のうえ、定款変更届の提出をお願いします。 すでに定款変更済みの法人の方につきましては、貸借対照表の公告を行ってください。



質問1:最初に何をするの?

答え:まず初めに、法人の今の定款の「公告の方法」を確認してください

(定款の記載例) (公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

◇多くのNPO法人は、このような条文となっています。



質問2:次にどうするの?

答え:総会において、どの方法で貸借対照表の公告をするかを選びます。 ◇公告の方法◇①官報に掲載、②日刊紙に掲載、③電子公告での掲載 ④法人事務所の掲示場へ掲示



質問3:方法を決めたその後は?

答え:総会で定款変更について議決したら、下記の①~③の書類を 作成し、沖縄県NPOプラザへご提出ください。



協力 提 出 先 : 沖縄県NPOプラザ(沖縄県消費・くらし安全課)

- 提出書類 (1) 定款変更届出書 1部
- ② 変更後の定款 2部
 - ③ 議事録の写し 1部(総会議事録のコピーに原本証明したもの)



質問4:定款を変更しないとどうなるの?

答え:これまでの定款に明記されている方法で公告をすることになります。 多くのNPO法人が、「掲示場と官報の両方に掲載する」としているので、 変更をしないと、かなりの経費がかかります。

(※官報への公告掲載は、法人が自ら官報販売所へ申込みます。費用は有料です。)

- ※貸借対照表の公告を怠った場合は、20万円以下の過料の対象となります。
- ※貸借対照表の公告は、平成30年10月1日より始まっています。



質問5:条文の「官報」に掲載する、の記述を削除してもいいの?

答え:「解散」、「清算中の破産手続き開始」に係る公告は、これまで どおり官報で行う必要があるので記述を省略しないでください。 (特定非営利活動促進法第31条の10第4項、第31条の12第4項)



質問6:書類はどう作ったらいいの? 答え:下記を参考に作成ください

(例)定款変更前の条文



(公告の方法)

第○条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

※上記のように、すでにある条文に「ただし書き」で追加する形で、貸借対照表の 公告方法を定めます。

(例)定款変更後の条文



(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、・・・・・行う。

- ・・・・・の部分は、**法人の状況にあわせて**、①~⑤のいずれかの方法を選んでください。
 - 1 1 官報に掲載して行う。
 - ②沖縄県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
 - ③この法人のホームページに掲載して行う。
 - ④内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。
 - ⑤この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。



「法人の主たる事務所の掲示場に掲示する」方法を選択した場合の記載例



第5号様式(第7条関係)

定款変更届出書



平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 *注*



下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

旧(現行)	新(変更後)
(公告の方法)	(公告の方法)
第55条 この法人の公告は、この法人の掲	第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示
示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う	するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の
0	2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この
	法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

2 変更の理由

法改正により、公告の方法を変更したため。

- ・追加する部分に下線を引いてください。
- ・下線の部分は、選択した貸借対照表の 公告方法を記載してください。

※「公告」が「広告」になっている場合があります。正しく「公告」となるように変更してください。

Point インターネットや新聞に公告をすることは、「掲載」 壁や掲示場に公告を貼り出すことは、「掲示」といいます。



/Ed		平成 28 年NPO法改	
例	公告の方法	ただし書きの後につづく記載例	
	第1号•官報	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告に	
有	(掲載年1回)	ついては、官報に掲載して行う。	
料	第2号•日刊紙	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告に	
	(掲載年1回)	ついては、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。	
		【記載例1:法人のホームページを選択する場合】	
		ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告	
		については、この法人のホームページに掲載して行う。	
		【記載例2:内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】	
第3 号		ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告	
電子公告		については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)	
(掲載:5年間)		に掲載して行う。	
		【記載例3:事故その他やむを得ない事由によって電子公告によ	
		る公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】	
	(注1)	ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告につ	
		いては、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむ	
		を得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合	
	75 A 🗆	は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。	
1=	第4号	 ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告に	
稻	示場や掲示板(注2)	たんし、公弟 20 米の2弟 「頃に死たする負債が無名の公日に ついては、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。	
	掲示:1年間	フレ・トは、この広人の工に②事物別の個小物に個小し(1) ノ。	

(注1:電子公告について) 公告を掲載するインターネット上の場所を具体的に定款に定めてください 例:「この法人のホームページ」、「内閣府NPO法人ポータルサイト」等

(注2:掲示場や掲示板について)

掲示場とは、NPO法人の職員や関係者だけでなく、誰もが簡単に見ることのできる場所のことです。 ※事務所内や建物内の一部の人しか閲覧できない場所ではなく、誰もが見える場所に掲示ください。

※内閣府 NPO 法人ポータルサイトとは、内閣府において、所轄庁の協力を得て、

特定非営利活動法人(NPO 法人)に係る基本的な情報を一元的に管理し、市民・NPO 法人・企業等に インターネットにより情報提供するために管理・運営する NPO 法人情報のポータルサイトです。

https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login (利用は無料)

法人事務所に備え置く書類等について



事業報告書等の備え置き等及び閲覧について(法第 28 条関係)

NPO法により、法人事務所に事業報告書等の書類を備え置き、社員やその他の利害関係者から 閲覧の請求があった場合には、閲覧させることとなっています。下記の書類が事務所内に備え置かれて いるか、改めてご確認ください。

◇備え置き書類は・・・1.事業報告書等(備え置き期間は約5年です。)、2.役員名簿、3.定款

事業報告書等とは・・①事業報告書②活動計算書または収支計算書③貸借対照表④計算書類の注記 ⑤財産目録⑥前事業年度の年間役員名簿⑦前事業年度末日における 10 人以上の社員名簿

事業報告書等の中の計算書類の作成のポイントについて



Point1. 活動計算書の「次期繰越額正味財産」と貸借対照表の「正味財産合計」、 財産目録の「正味財産合計」は一致していますか?一致しない場合は誤りがあります。

Point2. 「事業費」と「管理費」に区分して作成していますか?

Point3. 「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」に区分して作成していますか? その他、「NPO法人会計基準に準拠した財務諸表作成のために重要な6つのチェックポイント (2017年12月改正対応版:NPO法人会計基準協議会発行)」を参考に作成ください。(別紙参照)